

はい!

消費生活相談窓口です

マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意!

【相談】

「マイナンバーが届いており、みんなが手続きをしているがあなたはしましたか」と電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと費用が発生する。確認が必要です」といわれ、家族構成や資産の状況などを聞かれました。

【アドバイス】

マイナンバーの手続きで、 国や自治体職員が資産などを聞きません。

マイナンバーの通知や利用手続きなどで国や役場職員が家族構成、資産状況、年金の種類等を聞くことはありません。個人番号カード申請の手続きで費用は発生しません。不審な電話があった場合はすぐ電話を切って役場や警察に相談をしてください。

相談窓口に寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。今の情報を知っておくと、適切な対応ができます。



お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。
住民生活課 ☎0859-54-5210
(平日は役場の消費生活担当職員、毎月第4火曜日は専門相談員が対応します。)
鳥取県消費生活センター西部相談室
☎0859-34-2648
(米子コンベンションセンター4階
8時30分～17時 祝日、年末年始を除く)

●代理人が役場に来庁される場合

15歳未満の方は、法定代理人と一緒に必ず役場に来ていただく必要があります。

④個人番号カード申請者の本人確認書類(運転免許証など)官公庁発行の顔写真付1点と保険証など1点。または医療や介護の保険証、年金手帳、年金証書、学生証、社員証などから3点、うち官公庁以外発行の顔写真付が1点必要

⑤代理人の本人確認書類(顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カードから1点。または運転免許証、旅券(パスポート)、障害者手帳、特別永住者証明書などから1点と保険証など1点)

⑥法定代理人の場合: 戸籍謄本その他の資格を証明する書類

※本籍が大山町の方は、戸籍謄本は省略できます

⑦任意代理人の場合: 委任状

※交付通知書(ハガキ)の「委任状」欄に記入してご持参ください

⑧個人番号カード申請者: 本人の来庁が困難であることを証する書類

★代理人申請の場合は、暗証番号をあらかじめ、個人番号カード申請者本人が交付通知書(ハガキ)に記入し、ハガキ表面の目隠しシールを貼付してください。

★詳しくは、住民生活課(☎0859・54・5210)へお問い合わせください。

注意事項

※紛失等での個人番号カード、通知カードの再発行には、手数料が必要です。

※すでにお持ちの住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードの交付を受けるときには、重複所持はできないため返却が必要です。

※「個人番号カード」の有効期限は、20歳以上の人は10年後の誕生日まで、20歳未満の人は容姿の変化を考慮し5年後の誕生日までです。

■番号制度に関する問い合わせ

社会保険・税番号制度に関するコールセンター

【営業時間】 平日 9時30分～22時

土日祝 9時30分～17時30分

(12月29日～1月3日を除く)

【日本語窓口】 0120-95-0178

【外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)対応】

●マイナンバー制度に関すること

0120-0178-26

●通知カード・個人番号カードに関すること

0120-0178-27